6　建築士法第26条第２項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日の以前１年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの） 7　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しないもの（９において「暴力団員等」という。） 8　精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 9　暴力団員等がその事業活動を支配する者 10　建築士事務所について建築士法第24条第１項及び第２項に規定する要件を欠く者 11　禁錮以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。） 12　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）	7　建築士法第26条第２項の規定により建築士事務所が閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日の以前１年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの） 8　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しないもの（９において「暴力団員等」という。） （新設） 9　暴力団員等がその事業活動を支配する者 10　建築士事務所について建築士法第24条第１項及び第２項に規定する要件を欠く者 11　禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。） 12　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）
〔記入注意〕　1　登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。 2　2から９まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。	〔記入注意〕　1　登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。 2　3から９まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第五条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により調査等の業務を適正に行うことができない者） **第六条の十六の二**　法第十二条の二第二項第四号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により調査等の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）
（治療等の考慮） **第六条の十六の三**　国土交通大臣は、特定建築物調査員資格者証の交付を申請した者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に特定建築物調査員資格者証を交付するかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。	（新設）
（特定建築物調査員資格者証の交付の申請） **第六条の十七**　法第十二条の二第一項の規定によつて特定建築物調査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の六様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。	（特定建築物調査員資格者証の交付の申請） **第六条の十七**　法第十二条の二第一項の規定によつて特定建築物調査員資格者証の交付を受けようとする者は、別記第三十七号の六様式による交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。